

第24回コムズフェスティバル分科会

2/3

14:00-16:00

助成金講座

～あなたも審査員の立場
になってみよう～

市民活動の資金の一つ、助成金。審査員の視点になって、助成金申請書の書き方をご説明します。

場 所 コムズ4階 視聴覚室
(松山市三番町六丁目4-20)

対 象 助成金を申請したいNPO団体の方 30名

2/4

14:00-16:00

～ NPO of the Year2022 ～
NPO's WorkShop

あなたの行動力が社会に役立つNPOと一緒に社会課題を考えてみませんか？

場 所 コムズ4階 創作室
(松山市三番町六丁目4-20)

対 象 市民活動に興味がある学生(高校、専門学校、
大学など) 10名

◆コムズフェスティバル申込フォーム◆



<https://oni.la/mhwB4mq>

3/21
14:00
-16:00

NPOの
はじめかた

講座

自分らしさを発揮して、夢をかなえたいあなた。夢を実現する方法として、NPOに挑戦してみませんか？



オンライン

対 象 NPOに興味のある方、
NPOの設立を検討している方 20名

◆申込フォーム◆



<https://forms.gle/B6eW2xHmHpXtEYfL7>

準備物 配布資料(事前にお送りした資料データ)、インターネットに接続したパソコン(ウェブカメラ、マイク付属)
・タブレット・スマートフォンなど

各イベントや講座の詳細は、まつやまNPOサポートセンターホームページに掲載しています。参加希望の方は、メール、FAX、申込フォームにて、お申込みください。参加費は無料です。オンライン開催の場合は、参加者のメールアドレスに前々日までにオンライン会場のID・パスワードをご案内いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の開催日時や内容等変更する場合があります。

サポセンだよりに関するお問い合わせは、まつやまNPOサポートセンターまで。

まつやまNPOサポートセンター

〒790-0003 松山市三番町6丁目4-20 コムズ内

Tel 089-943-5790 Fax 089-943-5796

Email pico@npo.coms.or.jp

HP <http://www.npo.coms.or.jp/>

Blog <http://blog.canpan.info/saposen/>

受付時間 平日 9:00～18:00 日祝 9:00～17:30

休館日 毎週月曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)



まつやまNPO 検索

サポセンだより

2P 特集

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律ってなあに？



4P 令和4年度松山市市民活動推進補助金採択団体活動報告

5P 中学校、大学での出前講座

6P 令和4年度松山市職員市民活動体験研修実施報告

7P 令和4年度 NPOとの協働に関する
学生等意識調査アンケート概要報告

8P イベント開催のお知らせ

2022

冬号



法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律ってなあに？

NPOやNPO法人の収入源のひとつである寄附に関して、新しい法律「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」ができました。この法律は、令和4年12月1日に国会に法案が提出され、12月8日に衆議院、12月10日に参議院で可決され、成立しました。その後、12月16日に令和4年法律第105号として公布、令和5年1月5日に施行されました。

寄付をお願いする全ての団体が今後の対応を求められるこの法律について、現時点(令和5年1月4日)の消費者庁ホームページから法律概要をご紹介します。

法律の目的

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあわせて、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。(第1条)

法律の適用範囲

「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(法人等)」及びその法人等の代表者、役員又は使用人、使用人と同等程度の法人等との関係性があると判断される個人が行った寄附の勧誘行為

配慮義務

◆寄附の勧誘を行うに当たっての寄附者への配慮義務 (第3条)

- 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、以下の①～③に十分に配慮しなければならない。
- ①自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする
 - ②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする
 - ③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を認識させるおそれがないようにする

禁止事項

◆寄附の勧誘に際し、不当勧誘行為で寄附者を困惑させることの禁止 (第4条)

- ①不返去 ②退去妨害 ③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行
- ④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害 ⑤恋愛感情等に乘じ関係の破綻を告知
- ⑥靈感等による知見を用いた告知

◆借入れ等による資金調達への要求の禁止 (第5条)

借入れ、又は居住用の建物等若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはならない。

寄附の意思表示の取消し

◆不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消し (第8条)

◆取消権の行使期間 (第9条)

- ・第4条の①～⑤は、追認できるときから1年、寄附時から5年、⑥は追認できるときから3年、寄附時から10年が取消できる期間となる。
- ・消費者契約に該当する場合は消費者契約法によって取消しとなる。

違反に対する行政措置と罰則

◆配慮義務(第3条)の遵守に係る勧告等 (第6条)

個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められ、同様の支障が生ずるおそれがある場合、法人等に遵守すべき事項を示して勧告する。従わなかったときは、公表可能・勧告に必要な限度で、法人等に対し報告を求める。

◆禁止行為(第4条・第5条)に係る勧告・命令等 (第7条)

- ・施行に特に必要な限度で、法人等に対し報告を求める。
- ・不特定・多数の個人への違反行為が認められ、引き続きするおそれがある場合、必要な措置をとるよう勧告する。措置をとらなかったときは、命令・公表を行う。

◆第7条違反への罰則 (第16条～18条)

- ・虚偽報告等は、50万円以下の罰金となる。
- ・命令違反は、1年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金となる。
- ・両罰規定があるため、法人等・勧誘行為を行った個人が罰則の対象になる。

まとめ

- 寄附をお願いするときは、禁止事項に該当しないが注意しましょう。
- 今後、法律が運用されていくので、現状や動向を意識しておきましょう。

補足・参考

補足

借入等による資金調達の要求禁止規定(第5条)、違反に対する措置等に係る規定(第2章第3節)、罰則規定(第6章)については、令和5年6月1日に施行されます。

参考

消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/#law_001

01 報告 令和4年度 松山市民活動推進補助金採択団体活動報告

令和4年度松山市民活動推進補助金に採択された団体の活動を報告します。



9.21 志国イムスプロジェクト

四国の道路周辺の施設の観光振興を旨とし、PR動画を撮影。今回は、お通遊さんが利用する石手寺近くの「めいや」にて、店主とインタビューが対談する様子を撮影しました。PR動画の完成が楽しみです。



9.23 くほの里山会

松山市窪野町の正八幡神社で「いよ窪野収穫祭」を開催。彼岸花の名所を訪れる観光客に、地元野菜や果物・献上米「窪野米」などを販売しました。多くの方が地元の特産品を買っていました。



9.25 たけプロジェクト

小学生を対象に「たけプロジェクト放置竹林ってなあに？」を開催。地域課題である放置竹林をテーマにSDGsの取り組みを学びました。子どもたちは、竹を活用して自分が見たいものを発表しました。



10.5 特定非営利活動法人 ハッピーハート

小学生の親子を対象に「はッピーよくはーと食堂」を開催。管理栄養士による、旬の食材を使った栄養バランスの良いお弁当を約30食提供しました。自分たちでも作れるように当日のお弁当のレシピも配布しました。



11.13 ポテッタ

堀江町のOICOLLA亭で「ポテッタ収穫祭in堀江」を開催。未就学の子どもに対して、絵本の読み聞かせやイモのツルを使ったクリスマスリース作りをしました。近くの畑では、サツマイモやショウガの収穫も楽しみました。



11.23 NPO愛媛室内合奏団

大街道の三越前で「市民でつくる松山の第九2022」を開催。約半年間、合奏の練習を続けた市民とプロが一緒に歌い、成果を発表しました。その歌声と楽器演奏は、身体全体に響き、会場は厳かな雰囲気になりました。

02 報告 中学校、大学での出前講座

松山市のNPOの活動やSDGsについて学校で出前講座を行いました。

中学校



11.16 松山市立東中学校

松山市立東中学校の1年生90名に「NPO」と「SDGs」についての出前講座を開催。「NPO」の講座では、松山市内NPOの活動事例を紹介しました。「SDGs」の講座では、自分の身の回りの課題を発見し、SDGsとの関わりを話し合うワークを行いました。最後はSDGsの達成のために自分たちができることを発表。募金をする、あいさつをする、など具体的な行動を提案していました。



11.18 松山市立西中学校

松山市立西中学校の2年生14名に「SDGsとキャリア」についての出前講座を開催。自分が思い描くキャリアと理想の生活を考えるワークを行いました。また、自分の将来を考えるヒントとして、行政や企業等のSDGsの取り組みやNPOの活動を紹介しました。生徒からは、NPOのキャリアについて、良かったことや大変だったことを質問されました。また、自分のやりたいことがみんなの幸せにつながるということが印象に残ったという感想もありました。

大学



10.11 聖カタリナ大学

聖カタリナ大学の大学生38名に「多文化共生論」の授業を実施。多様性を認め合う社会を実現する視点から学ぶNPO法やNPOの基礎知識をテーマにしました。阪神淡路大震災をきっかけに民法ができたことや社会のニーズに呼応して、防災以外の分野に取り組むNPOができたことを説明。最後は相手のことを考えるワークを行い、多様性を尊重することの難しさをお伝えしました。



12.3 愛媛大学

愛媛大学スチューデント・キャンパス・ボランティア(SCV)の大学生22名に「NPOに学ぶボランティア運営の基本」の出前講座を開催。NPOの基礎知識と活動事例をお話したあと、自分が所属する団体の運営を考えるために団体のビジョンやスローガンを見つめ直すワークを行いました。その後グループに分かれて、所属団体のミッションに賛同する仲間を増やすにはどうすればいいのかを考案しました。若者の市民活動の活性化につながればと願います。

03 報告 令和4年度松山市職員市民活動体験研修実施報告

松山市では、職員の市民活動団体への理解やパートナーシップの構築による協働社会への意識を高めることなどを目的に、NPOの活動を体験する研修を実施しています。今年度の研修の様子を報告します。

10.21 NPO法人 みんなダイスキ松山冒険遊び場

祝谷の山にある森のようちえん「たんぼほの根っこ」で、野外保育の活動を体験しました。子どもたちはこの活動を通して、四季折々の豊かな自然の中で多様な仲間たちと関わりながら、自主性やたくましさを着ています。市職員は子ども一人一人の自主性を尊重しながら、交流を図ることができました。子どもたちは「バツタを捕まえたり、水遊びをしたりなど、自然と触れ合いながら、自分たちで考えて遊びを楽しみました。



10.23 花園町東通り商店街組合

花園町で、月1回開催されている「まつやま花園日曜市」の運営を体験しました。市職員は団体スタッフやボランティアと協力して、案内看板やテント、机、いすの設置、参加者の誘導などを担当し、イベントの準備を行いました。今回は、コロナ感染者数が落ち着いたこと、晴天ということもあり、多くの人出となりました。行政と市民が互いに協力・協働していくことの重要性を学ぶことができました。



11.5 愛媛県ディスコン協会

松山市総合コミュニティセンターで、「愛媛スポーツレクリエーション祭2022親睦ディスコン大会」の運営を体験しました。市職員は、会場設営を行い、またゲームに参加して様々な人と交流しました。高齢者でも気軽に参加できるディスコン競技は、生き生きと楽しみながら、生きがいづくりや健康寿命を延ばすことにも寄与できる活動です。この研修を通じて、NPOの活動の大切さを知ることができました。



04 報告 令和4年度 NPOとの協働に関する 学生等意識調査 アンケート概要報告

NPOに興味がある、または、NPOに関わりのある学生等を対象に「令和4年度学生等意識調査」を実施しました。この調査は、それぞれのNPO活動への取り組み状況を伺い、今後のボランティアを含むNPOとの協働を促進することを目的としています。お忙しい中、ご協力いただいたみなさまに心より御礼を申し上げます。

◆ 調査結果概要

(1)回答があった学生等の分類

中学生11名、高校生4名、大学生15名、その他2名の計32名から回答がありました。

(2)学生等の市民活動や地域貢献活動の実態

ボランティアを含む市民活動、地域貢献活動をした経験は「現在活動をしている」46.9% (15回答)、「過去に活動をしたことはあるが現在はしていない」31.2% (10回答)、「全く活動をしたことがない」21.9% (7回答) となりました(図1)。

図1 Q. ボランティアを含む市民活動、地域貢献活動をした経験はありますか。

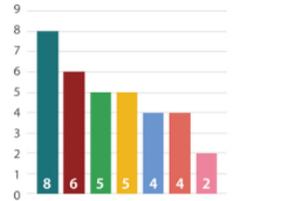


活動を始めたきっかけは、「友人や家族に誘われたから」が最も多く、「ボランティア等の活動に興味があったから」や「学校から参加してほしいといわれたから」と続きました。

活動の情報は、先生や友達・同級生から知ったという回答が最も傾向がありました。

活動への支援は、「活動をする人達が気軽に集まる場所があり、情報交換できる」(8回答)ことを最も希望しており、続いて「活動を紹介する情報をもっと簡単に入手できる」(6回答)という順になりました(図2)。

図2 Q. 活動をするときにどのような支援があればいいと思いましたか。(複数選択可、0件省略)



◆ まとめ

直接学生等のみなさんの声を聴く機会となり、市民活動の捉え方や情報集先の現状を知ることができました。

市民活動に興味はあるが、自発的に行動して、実際の活動に結び付くケースは少なく、身近な人からの誘いによって活動することが多く見られました。

市民活動の情報を提供する方法の工夫や気軽に集まれる場所の提供が必要だという結論となりました。

グラフ等は報告書から一部抜粋しており
ます。詳細は、まつやまNPOサポートセンターホームページに掲載しております。

ご覧いただければ幸いです。

【ホームページURL】

<http://www.npo.coms.or.jp/>